

作業所学会要旨

福祉サービス制度の中で、『事業所』と呼ばれるようになった私たちは、なぜ、それでも『作業所』にこだわるのでしょうか。私たちは、制度的には死語になりつつある『作業所』という言葉に、変わってはいけない根源的な価値を見出しています。

『小規模であり、多機能であり、地域密着であると同時に、障害のある人がひとりの市民として地域に生きてこそ「ふつうの暮らし」なのだという指針は、〈作業所〉の揺るぎない理念です。〈作業所〉とは、障害のある〈仲間〉たちに「価値ある社会的な役割」の機会や関係、場所を提供していく「文化的な価値ある手段」にほかならないからです。』

* (2018.3 「今後の障害福祉サービス事業所のあり方についての研究と取り組み：障害福祉サービス事業所〈作業所〉の近未来像に寄せて」より)

『作業所』は、障害のある人たちひとり一人の尊厳と権利が尊重される場であるとともに、地域社会の一員として、働き、暮らしていく拠点としての役割を担うことで、地域の人々、関係者とともにインクルーシブな社会を実現していくことをめざしてきました。その実践を通じて私たちが培ってきた文化は、障害がある・なしに関わらず、共働を通じて人と人が交わり相互に育ちあうといった独特のものです。ケアの本質的要素を包含したこの作業所文化は、長きにわたり制度から隔てられた中であったからこそ形成されてきたとも言えますが、福祉サービス制度に組み込まれた後、急速にその姿を変えていることは否めません。

我が国の福祉は、長らく慈善や更生、救貧や社会という事業に位置付けられてきました。サービスという概念が法文上に登場するのは1990（平成2）年の社会福祉事業法（現：社会福祉法）の改正時からだと言われています。サービスとして位置付けられたことによって、福祉は使い勝手の良い、身近な利用手段として受け入れられてきました。一方で、対価を求めることによって『専門職…福祉サービスを提供するプロ』と『利用者…福祉サービスを消費するユーザー』を生み出しました。

人が人を支え、人格ある人と人とが向かい合うという場が福祉の現場です。そこは様々な物語が紡がれるとても豊かな世界ですが、折り合いのつかない『ゆらぎ』（矛盾や葛藤）を抱えることも多々経験します。これらは決して、単なるサービスの提供と消費では得られないことであり、まさに『作業所』の醍醐味と言えます。このことを言語に紡ぎ、共有し、自らのあり方を見つめなおすこと…それは福祉ということばが本来持つ、そして今や忘れ去られようとしている意味の追求なのかもしれません。

私たちは作業所文化の継承者です。日々の実践を『学』（作業所学）として昇華し、学びあい、発信していく責務を担っているとんでも過言ではありません。

「今の時代にそんな・・・」という方も、もちろん『作業所』が好きでたまらない方も、共に集い大いに語り合しましょう。

第 5 回 学 会 内 容

【記念講演】『すべての人の「権利」が守られる地域社会をつくるために』

講師：大阪公立大学ほか 非常勤講師 松波 めぐみ 氏

《 略 歴 》

兵庫県生まれ。大阪大学大学院人間科学研究科修了。
専門は人権教育と障害学。大阪公立大学ほか非常勤講師。
2009 年から「障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都
実行委員会」事務局員。自立生活センターの介助者歴約 20 年。
京都府での障害者差別解消条例をつくる運動に携わった経験
から、2014 年ごろから障害者差別解消法や合理的配慮などに
ついて、自治体や教育機関、企業等で研修を行っている。



《 主な編著書・共著 》

- 『障害のある先生たち - 「障害」と「教員」が交錯する
場所で -』 (生活書院)
- 『地球市民の人権教育 -15 歳からのレスンプラン-』
(解放出版社)
- 『人権教育総合年表 - 同和教育、国際理解教育から生涯学
習まで -』 (明石書店)
- 『ジェンダーで考える教育の現在 - フェミニズム教育学をめざして -』 (解放出版社) 他

— 講師からのメッセージ —

本講演ではまず、私自身がどのようにして障害者運動（自立生活運動）と出会い、「障害学」（障害の社会モデルを理念とする当事者学）を研究するようになったか、また、なぜ「障害者権利条約」の普及をライフワークにするようになったのかをお話します。

とっつきにくいと思われやすい「障害者権利条約」も、障害のある人自身の運動によってつくられてきたものである。そのポイントを理解することによって、障害のある人をとりまく状況を「人権」の視点から理解したり、条約に沿ってつくられた「障害者差別解消法」を活用していけることを提案したい。

また、障害のある人が地域で暮らし、働く中で起こってくるコンフリクト（葛藤、ぶつかり）を、より平等な社会へ変えていくためのきっかけとするにはどうしたらいいのか？を一緒に考えてみたいと思う。

【分科会】支援分野別研究

障害当事者の「思い」「働く」「暮らす」について、それぞれ各専門部会より事例発表や報告を通じて課題を提起。参加者の皆さんで意見を出し合い、考えをまとめていただきます。

①意思決定支援 ・ ・ ・ 企画・運営：本人部会

テ　　マ	わたしのしたい過ごし方
課　題　提　起	■ 事例発表 テラス・きらっと 出口 奈央 氏 ラポール川原 松岡 純 氏 グループショップぱれっと 望月 融 氏 本人部会委員 杉山 元太 氏 ラポールみなみ 東地 廉夫 氏
進　　行	ラポールみなみ 東地 廉夫 氏

②就労支援 ・ ・ ・ 企画・運営：就労支援部会

テ　　マ	支援者としての醍醐味 ～私がこの仕事を続ける理由～
課　題　提　起	■ 話題提供 お好み焼きこなこな 堀米 美紀 氏 KuRuMiX 齋藤 美穂子 氏
進　　行	未定

③地域生活支援 ・ ・ ・ 企画・運営：地域生活支援部会

テ　　マ	どうなるグループホーム、現状と課題
課　題　提　起	■ 話題提供 未定
進　　行	未定

【全体ディスカッション】 『人権を大切にする支援とは』

進　　行：(特非) トータルケアセンター 安間 孝明 氏 (研修委員長)

私たちの支援は、当事者の皆さんの権利擁護が土台になれば意味がありませんが、日々の活動のなかで当事者の意志決定が果たされているのかは葛藤の連続です。

また、「作業所」は仕事の支援から地域生活の支援に至るまで幅広い役割を担っていますが、制度化された事業所としての運営に追われ、現場がパターンリズムに陥ってはいないかなど、定期的に立ち止まって見つめ直す必要があります。

今、当たり前に行っていること・言っていることが、当事者の皆さんの権利を侵害していないのか本音の話し合いができればと思います。

分科会の報告を交え、皆さんからの意見をいただきながら、「作業所」のあり方を考えていきます。

第 5 回 学 会 日 程

時 間	内 容	
9:30	受 付	
10:20	開 会	主催者挨拶 理事長 三輪 浜子 注意事項説明
10:30	記 念 講 演	『 すべての人の「権利」が守られる地域社会をつくるために 』 大阪公立大学ほか 非常勤講師 松波 めぐみ 氏
12:00	昼 休 憩	
13:00	分 科 会	支援分野別研究 ①意思決定支援 『 わたしのしたい過ごし方 』 企画・運営：本人部会 ②就労支援 『 支援者としての醍醐味 ～私がこの仕事を続ける理由～ 』 企画・運営：就労支援部会 ③地域生活支援 『 どうなるグループホーム、現状と課題 』 企画・運営：地域生活支援部会
14:30	休 憩	
15:00	全体ディス カッション	『 人権を大切にする支援とは 』 進行：(特非) トータルケアセンター 安間 孝明 氏
16:30	講 評	
16:45	閉 会	

※ 時間、演者等については都合により一部変更する場合があります